

障害者自立支援法のサービス利用について

平成21年
4月版

利用者負担の軽減措置の延長及び拡充について

1 障害福祉サービス・障害児施設

- 平成21年3月末を期限として行ってきた低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減措置は、平成21年4月以降も継続されます。
- 利用者負担の軽減にあたり要件としていた資産要件は廃止されます。
(平成21年7月実施)
- 利用者負担(個別減免及び食費等実費負担)の算定にあたり、心身障害者扶養保険制度に基づく年金は、収入から控除されます。
(平成21年7月実施)

2 自立支援医療

- 平成21年3月末を期限として行ってきた育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「高額治療継続者(重度かつ継続)」の方に対する経過措置は、平成21年4月以降も継続されます。
- 中間所得層の育成医療の軽減措置が拡充されます。
市町村民税所得割 3.3万円未満
上限10,000円 → 5,000円
市町村民税所得割 3.3万円以上
23.5万円未満
上限40,200円 → 10,000円
- 高額治療継続者(重度かつ継続)の範囲に心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)が追加されます。

障害福祉サービス費・障害児施設給付費報酬の見直し

障害福祉サービス等の質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定を図るため、平成21年4月から報酬の改定が行われました。

平成21年度報酬改定 +5.1%

〈報酬改定の基本的な視点(概要)〉

1 良質な人材の確保

・福祉・介護人材の確保が困難な現状を改善するために、専門性のある人材の評価を高めること等を通じ、良質な人材の確保を推進します。

2 サービス提供事業者の経営基盤の安定

・利用者へのサービス提供基盤を確保するために、サービス提供事業者の経営基盤の安定を図るための措置を講じます。

3 サービスの質の向上

・重度者への対応を含め、障害特性へのきめ細かな配慮や医療的なケアへの対応など、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

4 地域生活の基盤の充実

・グループホーム・ケアホームにおける支援体制の充実など、各サービスの地域生活支援機能を高めます。

5 中山間地等への配慮

・厳しい経営環境にある小規模事業所や中山間地域等の訪問系のサービス提供事業所について配慮しています。

6 新体系への移行の促進

・新体系への移行をより一層促進するため、就労継続支援事業における支援体制の充実を図るなど新体系への円滑な移行のための環境を整備します。



作成・発行 厚生労働省／社会福祉法人 全国社会福祉協議会

厚生労働省 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

社会福祉法人全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
ホームページ <http://www.shakyo.or.jp/>

(平成21年4月改訂版)

厚生労働省／全国社会福祉協議会